

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（案）の概要について

● 改正の時期について（主な理由は二つ）

- 1 現行条例の付則に、施行後3年を目途として検討することが定められている。
平成30年10月1日施行 → 令和3年10月1日で3年目
- 2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正
令和3年5月改正、同年6月4日公布（施行は公布の日から3年以内）

● 改正の内容

関係法令等との整合をとることや、条例の実効性を確保するための必要最低限の見直しを行います。（詳細は新旧対照表を参照）

1 定義の見直し（第2条）

- ① 「障害者」の定義の見直し（第1号）
- ② 「差別」の定義の見直し（第5号）
- ③ 「差別」の定義の見直しに伴う「不当な差別的取扱い」の新設（第3号）

2 不当な差別的取扱いの禁止（第8条）

障害者差別とは、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的な配慮の不提供」の二つの類型があることを踏まえ、新たに定義しました。

3 合理的な配慮（第9条）

- ① 法改正及び都条例との整合をとり、事業者による合理的な配慮を努力義務から義務化へ改正（第1項）
- ② 例示する場面を三つ追加
 - ・ 医療又はリハビリテーションを提供するとき。（第10号）
 - ・ 選挙等を行うとき。（第11号）
 - ・ 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。（第12号）
- ③ 合理的な配慮を提供するにあたっては、障害者個々の状況に応じることを追記（第1項及び第2項）
- ④ 合理的な配慮の義務化に伴い、必要な支援措置を規定（第3項）

4 情報伝達（第10条）

手話が言語であることの理解促進について追記しました。

5 相互理解の促進（第11条）

市長と教育委員会の連携についての規定を新設しました。（第2項）

6 公表（第18条）

勧告に従わないものを公表できる規定を新設しました。

7 付則

改正法施行後、3年を目途にあらためて見直すことを規定しました。